

千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会

会 議 録

平成22年度 第3回

議題

- (1) 杉田建材株式会社の産業廃棄物最終処分場(安定型)
変更計画について
- (2) 株式会社市原ニューエナジーの一般廃棄物焼却施設設
置計画について
- (3) その他

平成22年度 第3回 廃棄物処理施設設置等専門委員会 会議録

1 日 時

平成22年10月29日（金） 13:30から17:00

2 場 所

千葉県庁本庁舎5階大会議室

3 出席者

委員会：委員6名

事務局：伊藤環境対策監、松澤次長

廃棄物指導課：半田課長、工藤副課長、大竹室長、笹川主幹、
山村副主幹、強口副主幹、三ヶ島副主幹、
渡邊副主幹、渡邊副主査、泉水副主査
川瀬主任技師、赤坂主任技師、森主任技師、
真田技師

環境政策課：飯田室長

資源循環推進課：飯島室長、安藤副主幹

環境研究センター：杉山室長、大石研究員、吉田研究員

4 議 事

- (1) 杉田建材株式会社の産業廃棄物最終処分場（安定型）変更計画について
- (2) 株式会社市原ニューエナジーの一般廃棄物焼却施設設置計画について
- (3) その他

5 資 料

(1) 事務局配付資料

会議次第、出席者名簿、席次表、千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会運営要領、杉田建材(株)の産業廃棄物最終処分場（安定型）変更計画について（市町村意見、専門委員からの意見等について、生活環境保全上の意見に対する事業者回答書、千葉県が行った水質検査報告書）、(株)市原ニューエナジーの一般廃棄物焼却施設設置計画について（市町村意見、専門委員からの意見等について）

(2) 事業者説明資料

- ・専門委員からの意見に対する事業者回答書（杉田建材株式会社）
- ・専門委員からの意見に対する事業者回答書（株式会社市原ニューエナジー）

6 議事質疑等記録

(1) 杉田建材株式会社の産業廃棄物最終処分場（安定型）変更計画について

〔事業者説明後〕

委員：では委員の方々からご意見あるいはご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員いかがですか。

委員：あの、騒・振の関係ではないのですがご訂正いただきましてありがとうございます。写真を拝見してて気になったことが、展開検査のときに目視で、あのこういうヘルメットをかぶって、まあ軍手でしょうか、なんかそういうもので……、万が一たとえば何かの薬剤とか、まあその作業環境として心配になったんですが、いかがでしょうか。

事業者：はい、あの、廃棄物ですね、最初、契約の段階で営業とあとそのへん排出事業者さんと十分に打合せします。で、基本的に薬剤とか、そういうビンで容器に入っているようなものとかは、弊社ではとりあえず契約等はしていないので基本的にはないと考えております。で、また安定型の場合には瓦屋さんとか壁材屋さんとかそういうものが主たる市場となっておりますので、今現在そのようなことは聞いてはおりません。ま、そういうことで、入口の段階で一回判断しております。

委員：身体的になにか悪影響を及ぼすとかそういうことが懸念されるということはそこまで心配しなくてよろしいということですか。

事業者：はい、いちおう営業サイドの方で入口でチェックして対応しているというのが実情なので、今現在はそのような不具合は聞いておりません。

委員：はい、以上でございます。

委員：〇〇委員いかがですか。

委員：まああの、受入れ管理ですね、まあ従来どおりと言いましょうか、きちんとやっていただくことを継続していただきたいというふうに思います。それからもう1つは、かなり高低差が高くなるものですから、とくに監視と言いましょうか、変位等が無いかどうかとか、そういったことも含めてやっていただきたいといます。

それから安定化対策と言いましょうか、出来るかぎり十分にさせていただければというふうに思っております。以上です。

委員：私もとくに大きな指摘はありませんが、細かいところで、前提出分で、18ページ、19ページのところで、あ、他も使われておりますね、これは単に語句の問題ですが、今はもう「塩素イオン」という言い方はしないで、「塩化物イオン」と言うんですね。「Cl⁻」ですよね。以前は塩素イオンでよかったんですけども、そういうふうに統一されてますので。今度若い方がだんだん混じってくるとおかしいなと思うと思いますので、「塩化物イオン」と、あの「フッ素イオン」も「フッ化物イオン」と言ってますので、「塩素イオン」というと特に大学生なんかだと「全然わかってないな」などと感じてしまうと思いますが、語句のところ、直していただきたいといます。

展開検査については、先ほど〇〇先生からもお話があったんですが、写真も載せていただきまして、解りやすいと思います。

ただ、不具合が思ったより出ているんだなということで、なおいっそう目視検査等を強化していきたいというふうにおっしゃって頂いているんですが、まあ、強化の、私の意見で、「今回の事前意見等について」ということで「仕組み」ということですが、単によく見るとかそういう事ではなくて、私もちょっとどういうふうにやったらいいとかそういうのはちょっとわからないのですが、例えば、これだけ不具合物質が出るのであれば、何回かに一回は、一部分 30 cm でワーッと広げてよく見るだけではなくて、例えばランダムにここの正方形で 3 メートル平方のところだけをたまにはとって、もっと薄く広げて見てみようとか、それでもし、もっとここに出ているような悪臭がきついか、そういうものが沢山出れば、もうちょっと搬入業者さんのほうに抜き打ちでやってもたまにそういうものが出るとか、そういう具体的などころをですわね……、ただ強化するってやりますと、ああ言っているだけかなと……。

私たちが大学で安全システムなどをやるときに何か事故があると、もっと監視を強化しますなんて言ってもですわね、その実際にはなかなか皆さんで分担してパトロールなんかしているんですが、そんなに強化できないので、具体的な方法をやっぱりよりいっそういろいろ考えて……。

で、別に人数を増して時間を増やすとか言うのはもう世の中の動きに逆行してますので、工夫という意味で、例えばいま私が言ったようないいか悪いかは別にしてもそういうことを考えていただきたいと……。そうすれば実際にやる方もちょっと変わったやり方をすれば、不具合を見つける確率が上がるんだということがわかってくれば、現場の人自身もそういうのを考えられるんじゃないかなと思うんですよね。

あとですわね、「今回の事前の意見等について」ということでこの黄色のタブのところ、別にあの、問題があると言ってるんじゃないんですが、8 ページの「地下水の水質について」というところで、お答えの中でですわね、ちょっと私が見えないところではあるんですが、下の方の「A」の一番上の「まず、浸透水の水質……」と書いてありますわね。次の文章の塊で「続いて、……」とありまして、「中間覆土として使用している砂」とありますが、これは「覆土」なんですけどほとんど「砂」なんですか。その言葉尻をとるようでも申し訳ないんですが、ほとんど砂ですか。「覆土」と書いてあるけど「砂」？ 8 割以上砂？ 9 割以上砂？ 覆っている砂ですか？

事業者：はい、砂です、山砂です。

委員：ほとんど砂なんですわね。はい、わかりました。それは「覆土」という使い方をするんでしょうが。それでですわね、ずっといきまして、「山砂を使用しており、その中に含まれる炭化した貝殻」というのは普通に考えても不思議なんですわね、貝はもともと炭素でできてないので、「炭化した貝殻」というのは化石なんだかよくわからないんですが、このへんはちょっと注意して書いていただきたいなというのが感想です。

それで、貝殻による、「炭化した」というのがなければ、貝殻自体は吸着効果は確かにあると思いますので、ただ普通はもし炭化した、炭素でできているなんか貝殻みたいなものであればあんまり吸着効果はないと思います。あの、靴のニオイ取りの活性炭やそういう特殊な炭じゃない限りは取れないんじゃないかなというふうになります。で、砂

のろ過ですとか、いわゆるこれが例えばただの炭化した貝殻くらいですとそれほどBOD、地下水の汚染として水質の値を下げる、ここに書いてある、全体としてですね、下げるような効果はちょっと、そんなにないんじゃないかなという……。とくに砂というのは普通に水のろ過なんかでは昔から使ってますけども、大きな、目に見える有機物や濁りを取るのに使われて、いま水道の浄化でもそうですけども、あの下水なんかでもそうですけど、大きな有機物の塊のような、コロイドのようなものを取るのに使われるので、水質で出てくるような、量るような値のものを、すいません、この項目をちょっと認識していませんが、BODとかCODだとすればちょっと除去できないんじゃないかと……。この理由付けはなんか屁理屈が書いてあるなと感じました。はい、特に問題があるわけじゃないと思います。あの水質がそんなに悪くないのであれば問題ないと思います。以上です。

委員：ありがとうございます。私からちょっとお伺いしたいんですが。展開検査にかかる時間はどの位なのでしょう。というのは、その間運んできたトラックを待たせておくのか、待たずに値する、値するというのは変な表現ですが、待てる位の時間なのか、それとも待てないということになるとどんなふうにして返品するのかですね、そのあたりをちょっとお伺いしたいんですが。

事業者：まず、だいたい1台の時間が20分前後になります。で、通常待ってもらうのが原則となります。また、基本的には全部やるんですけど、先ほど申し上げましたように、例えば鋳物メーカーや便器とか作っている会社は大手さんおりますが、そんな会社は異物が入ってくることは考えられませんので、その場合はそのまま降し場所の方へ行って貰うとか、通常ここにあるように建設系廃棄物、これはもう十分にチェックすることで、待っていただく。で、もし待っていただかないケースというのは、いま委員長がおっしゃったようにあるんですが、だいたい契約で、スポットで来るお客さんは非常に少ない、まずほとんど無いというのが状況です。

大体年間契約でやっておりますので、この車はまあ例えば毎週月曜日に来るとか、火曜日に来るとかそういう搬入形態になっておりますので、とっておいて、うちの場合には返しますよということで、契約の段階でうたっております。ということで、まあ、待てる時はもちろん待って積んで帰ってもらいますけれども、もし積むまで待てないケースは、そのような形で所在がわかっているお客さんですから、積んでまた改めて持って行って貰うという仕組みになっています。

委員：ありがとうございます。それから、地下水のほうですが、降雨のデータと合わせてほしいといったのは私です。これ見ますと、降雨と、それからCOD・BODが比較的整合性があるのかなとそういう感じがするんですよね。このあたりの検討を、すこし加えておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それから、もうひとつですね、砂でろ過されてきれいになるから良いんだというような意味合いで私感じたんですけど、ただ、ろ過された有機物が最後どうなるのか、永久に処理場の中にたまっていく、あるいは処理場の中で何かそれなりの処理がされていけばいいんですけども、そうじゃなくて、今はいいかもしれない、だけど何年か後に砂の層を通っていつ

かは事業区域から外へ出て行くというようなことになりますと、こんどはそちらの方が大騒ぎになり大変なことになるだろうという事ですので、もし敷地内で処理、持続的に処理が出来るというふうに踏んでいるのであればですね、持続的に処理がされてCOD・BODこれ以上上がりませんよと、常に上がらない状況にありますよということをしちんと説明していただきたい。

いまの〇〇委員のお話によりますと、貝殻というのはそんなに大きな効果はどうも期待できませんよという話ですのでね、そうすると、このBODで10とか15とかCODでいうと20とか40とかは、こういうのは結局どうなるのか、そのあたりをもう一度確認していただきたい。これはメカニズム的なことですね。それと今行っている事業の規模とが、きちんと繋がる形で示していただきたいと思います。

それが事業をずっと持続的に続けるという意味でも必要だろうと思います。そういう点でよろしくお願いします。

それから、〇〇委員、いらしたばかりで急に振るのはあれですけど、いまだいたい事業者の説明が終わりまして、わからないところ、あるいは質問が出たところなんです。事業者の説明はこのとおりなんです。

委員：それでは、事前に提出した関係にからむところで、あの、記憶で言ってますので、もし正しくなかったらそのようにご指摘いただきたいと思いますが。ダイオキシンの濃度表示、水中のリットルではなくバージン1グラムあたりでということで、まあこれはそうなんだろうと質問したんですけど、あの私の記憶だと、法律で決まっているのは3ng-TEQ/gですから、3ng-TEQ/gを超えなければというのがある訳なのですが、1ng-TEQ/gで線を引いてるとというのは安全側に立った判断をしようという姿勢だと思うんですが、持ち込まれるものについて、ダイオキシンの測定は簡単ではないしコストも安くないんですけど、どうやってこの1ng-TEQ/gの含有量を知るのでしょか。相手に今日持ち込む物は1ng-TEQ/gを超えていませんよという保証はどうやって得るのかなと、なんとなく疑問に思ってたんですけど、間違っていたらそのようにおっしゃっていただければいいんですが。

事業者：オレンジのインデックスの15ページに「自主管理基準について」というところで簡単にご説明させて頂いておりますが、廃棄物について特に分析が必要ではないかと考えられる、例えばいまダイオキシンが出ましたが、耐火煉瓦等、これは当然未使用のものに限るんですが、こういったものについて排出事業者さんの方に計量証明書を提出して頂いています。その結果、1ng-TEQ/g以下の場合について受入れが可能という事になります。

委員：はい、えっと、ですから、これから持ち込もうとする物の含有量がこうですよという計量証明書を付けてくる、それは日々の管理じゃない訳ですね、そうすると。毎回それを求めるという事ですか。

事業者：いえ、営業段階での話です。

委員：営業段階の話ですね。ならば分かりました。そうすると、営業段階で出された数字でもって判断するものと、日々判断するもの、日々というのは持ち込まれるたびに判

断する項目とがあるという理解なんですね。二段構えという事になるんですね。

事業者：はい、そうですね。目視によって確認できないものについては営業段階でという事になります。で、日々確認するものについては、当然、展開検査と、そういったものが中心になります。

委員：その、持ち込まれるものは、目視だから結局目で見えるもので、要するにある種の濃度、ダイオキシンにとどまらず簡単なものでも、濃度という事になったらそれは展開検査で目で見分ける訳ではないので、それは事前のスタートする時の、それを営業というのか分かりませんが、そのスタートする時の、持ち込むものはこうですよという、それだけなんですね。要は、聞きたいのは、どの位の頻度というのか、頻度及び精度で持ち込まれる物を管理するのかなと、管理というのは事前に知って何かのアクションを起こす訳ですよ、持ち込めるか。それが日常的にはもう目で見えるという事しかない訳ですね。

事業者：そうですね。あの、搬入されるものが発生工程上特に問題がないとされる場合はそのまま持ってきて頂いて、そこで目視による確認を行います。もし疑わしいような発生工程、あるいは疑わしい物である場合は、分析等して頂いて、その結果を考慮した上で搬入かもしくは搬入不可かを判断しております。

委員：そうすると、展開検査で目で見分けて何か付着していると思われるものがある時は、持ち込まないで分析が出てくるまで待たせる訳ですね。というか持込はその場で行わないという事ですね。

事業者：それについては持ち帰りいただくという事になっています。

委員：分かりました。

委員：いまの〇〇委員の疑問に続けて、ちょっとお伺いしますけれども。

そういうダイオキシン等の、通常非常に危険といわれている物に対しての受入れは、日々受入れているのでしょうか、それともどれぐらいの頻度で受入れているのでしょうか。

事業者：えー、基本的には当処分場は安定型ですので、ダイオキシンが発生するような燃え殻とかそのようなものについては受入れておりません。で、まあ、実際の判断基準を、例えばそういう分析を出してもらいますが、基本的には検出しないことが前提として、合否の判断をしています。

あのお客さんの方はですね、管理型処分場の費用と安定型の費用ですと、かなり安定型の方が安いものですから、まあ、どちらに処分するのかという時には両方に引き合いを出します。その際に良いデータだけ持ってくる可能性もありますので、弊社の場合にはダイオキシン等が付着した等のケースは入れておりません。

委員：分かりました。他になにかお伺いするような……。

委員：あの、いまのダイオキシンについて、受入れの方は分かったのですが、たまに地下水の水質を計る時にも、少しダイオキシンを計る時があるんですか。モニターとか、1年に1回でも。

事業者：いちおう千葉県の指導要項の安定型処分場の水質検査項目はすべてやっております。ただ安定型処分場ではダイオキシンの項目は無かったと思うので、たしか50項目ぐ

らいはやっているんですけど、今現在はやっていないところです。

委員：分かりました。まああの規定に無いんですから必要が無い訳ですが、ただ方向としては、いまのお話からいうとやった方がいいと必然となると思いますが。

委員：よろしいでしょうか。事務局の方、今日、〇〇委員が欠席されてますけれど、何かご意見出てますでしょうか。先ほどの中に全部含まれていますか。

事務局：あの、今回事業者が答えられなかったところが〇〇委員の質問といった形になっております。

委員：了解しました。じゃあその点については、次回、事業者の方にご回答頂ける、このように理解させていただきます。

では、本日の委員会の中では大体意見等出つくしたと思いますので、事業者の方にはご退席頂きたいと思います。

【審議結果】

再審議となった。

(2) 株式会社市原ニューエナジーの一般廃棄物焼却施設設置計画について

〔事業者説明後〕

委員：ありがとうございます。それでは、事業者の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員：それでは、大気質からということで、私のほうから先に。他のご委員方も大気質の関係のご質問をされているかと思いますが、ご回答の内容で了解いたします。交通センサスのデータを記載というのは、廃棄物運搬車両の沿道大気質の予測をしていますので、一般車両の傾向が近年増加しているのかが気になっていたもので、ご質問させていただきました。逆に減っているということで問題ないかと思います。前任の〇〇委員もご質問されていましたが、3号炉の長期の測定がどのように行われているかということで、測定高が書いてなかったものですから、ご質問させていただきました。15メートルということで問題ないと思います。あと、ちょっと質問等しなかったんですけど、施設稼働前と稼働後の大気質の測定をなさっているんですね。それで影響によって環境濃度が上がってないかというチェックをしようと思ってみたんですけど、微妙に前後で調査期間が異なるので比較はできない。しかし、特に稼働後環境濃度が上回ったことはないと思えると思います。以上です。

委員：ありがとうございます。他にございますか。

委員：一般廃棄物とし尿を追加することで発熱量が変化するということに関して、意見10の延長ということでお尋ねします。一般廃棄物とし尿を入れて予想される有姿低位発熱量というのは、意見10の次に付いている2726ということですよ。そうすると、誤っていたという生活環境影響調査の4ページ目の2740キロカロリーという

のは、従来の産業廃棄物のみのときの値だという理解でよろしいんですね。

事業者：はい、そうです。

委員：そうすると、その違いは、2740というのが、一般廃棄物と若干のし尿汚泥を混ぜることによって2726になると。計算上はこれだけの違いしかないんですね。そうすると、熱量を質問されていた項目、意見5がありましたが、その答えは、そもそも設計が発熱量の低い廃棄物の性状を予測して設備設計がしてある。だから熱量の低いであろう一般廃棄物とし尿汚泥が入ることによって、熱量が下がる方向に動くだろうから、より適正な運転ができるであろうと、こういう答えになっているんですよね。これはそうかと思ったんですが、よく考えると従来2740で、これからが2726ぐらいになるという、誤差範囲のような違いなので、そうすると意見5の回答はもっともらしく書かれていますけど、設計値に近づくということでもなさそうだな、ということを感じるんですが、その辺は設計値というものを示しながらご回答いただけますか。

事業者：まず最初の前提条件とさせていただいたのは、すでに産業廃棄物の許可をいただいて運営をさせていただいておりますが、当初計画した廃棄物の組成でいきますと、おっしゃったとおり2740キロカロリーになっております。その後、一般廃棄物あるいはし尿汚泥のほうを追加させていただいて、計画廃棄物の見直しを行っております。その中で先ほどご説明させていただきました、木くず等が少ないと。全体的に実際に入ってくる廃棄物というのはカロリーが高いという部分がありましたので、し尿汚泥あるいは一般廃棄物を追加する中で、産業廃棄物のほうの計画の組成のほうを若干見直ししております。あくまで産業廃棄物の許可の中で一般廃棄物を追加する必要がありますので、前回許可をいただいたところよりも少し少ない平均カロリーになるように計画のほうをしております。

委員：そうすると、今日の資料の表1-1、焼却物の予想性状よりもまたいじっているというか、素直に読むと、これから計画が認められて焼却対象としようとする混合廃棄物の低位発熱量が2726になるでしょう、という資料ですよ。

事業者：そうです。

委員：それをさらに産業廃棄物の受け入れ量も多少アレンジをして、もっと減らしているとおっしゃっているわけですか。

事業者：いえ、当初産業廃棄物の許可をいただいた時の、産業廃棄物の品目の廃プラ、紙くず、木くず各々が、たとえば今回ですと、廃プラで7.2トン、木くず15トンとなっておりますが、この数量が産業廃棄物の許可申請の時はこれよりも多い数値で計画廃棄物として申請をさせていただいております。今回新たに一般廃棄物とし尿汚泥を追加するということで紙くず、廃プラ、木くず等の計画廃棄物の投入数量を減らす形で、計画廃棄物を作り直しております。

委員：そうすると、この予想性状で運転していこうとことには変わりはないわけですね。

事業者：はい、この表1-1で計画しております。

委員：そうすると、生活環境影響調査の廃棄物の現状を間違っていたという資料の予想性状2740というのは、今現在この熱量で受け入れているということではないわけで

すか。

事業者：そうです。これより若干高いところで廃棄物は受け入れる形になっています。

委員：そういう理解なんですね。この炉の設計値というのはいくつで設計しているんですか。

事業者：当初間違えていた2740キロカロリーです。産業廃棄物の施設として施設の設計をしておりますので、こちらのほうで計画しております。

委員：そうすると予想される性状は、ほぼ設計値にドンピシャだと。

事業者：近づいていくだろうと考えています。

委員：そういう見込みだということですね。あともう一つ。もともとストーカー炉は一般廃棄物にごく普通に使われる炉なので、もともと一般廃棄物を受け入れることを想定していたのかまでは分かりませんが、そういうハード的な準備はできていたという言い方もできますが、灰の量はそれほど増えないとは思いますが現状と予想でどう変わりますか。

事業者：予想性状のほうから言いますと、若干減る方向になると思います。それと、今まで受け入れる廃棄物は選別がかなり徹底されてきていますので、結果的に不燃分が多い状況になっておりますが、それでも現状よりは減っていく方向になると考えております。

委員：分かりました。もう一回前に戻りますが、最初のご説明にあったように発電と熱回収が一つの売りになっているわけですが、現状は設計値よりも高いところで運転している。これから予想される廃棄物のカロリーだとするとほぼ設計値どおりだということは、発電は2000キロワットできていますから変えようないと思いますが、総合的な熱効率という意味ではよくなる方向に動くんですか。

事業者：廃棄物の入熱に対しては良くなる方向だと思います。というのも、廃棄物のカロリーが高いために、96トンの許可をいただけてますけども、時間あたり4トンですね、4トン放り込まずに少し量を減らして放り込むことによって温度管理のほうをしております。それでも足りない分として廃液のところから井水とか雨水を炉内に吹き込む形をとっております。結局廃棄物の水分が少ないために炉の温度が上がり勝手になってしまいうんですね。できれば廃棄物として水分のあるものを入れたいというのが運営の中でございましたので、ちょうど今回一般廃棄物の追加申請ということで良い方向に動くのではないかと考えております。

委員：了解しました。以上です。

委員：ほかにどなたか。

委員：騒音のほうで、Leq を追加していただきありがとうございました。たぶんこれがないと時間率騒音レベルの上端、下端、中央値も全部同じようなレベルなので大丈夫だと思ったんですが、等価騒音レベルと Leq と L₅₀ がほぼ同じだということは定常騒音だというふうに判断します。レベルとしても問題ないと思います。その中で8時から19時のところが、意見15というところに一覧表が出ていますが、ここは最も活発な時間帯ですね。それでいっても58だと。ここから例えば250メートルというと、単純計算で24デシベルくらい減るということですから、これから24引いたとしてもほぼ

30デシベルくらいになるので問題ないということはわかりました。等価騒音レベル、道路の沿道は70デシベルあるんですね。道路のほうから老人ホームに対しての伝播というのはどうなのでしょう。この施設からは問題ないんですけど、通常はどのくらいの騒音レベルに曝露されていると考えればよろしいのでしょうか。測定結果ですと40数デシベルですが、道路交通騒音からというのは比較的低域のレベルがずっと曝露されているのではないですか。

事業者：老人ホームにおいての道路騒音からの影響というものについては、私ども老人ホームの調査ではございませんので、老人ホームで道路騒音関係を見てはいないですが、地形的なものから見まして、距離は道路から100メートルか150メートルの範囲ぐらいかと思いますが、実は道路のほうの一部低くなっています、上り坂で間に小山があってから建物になりまして、直接道路が見える形状ではないです。ですから老人ホームにいて道路騒音というのは全然感じてはいないです。この70というのを測っている場所は道路の路端ですが、ここはダンプが通りますので、この70という数値は周りの砂利採取場のダンプ等の影響がかなりあると思っています。

委員：仮にこれが中間期で窓を開けて生活していて、この処理場は、逆に道路からの騒音だということでクレームは出ないということなのか。ただデータだけ拝見しますと全く問題ないというのはよく分かります。その中で、この申請書の68ページですか、こちらの意見16のところですが、透過損失はハイフンとしていただいておりますが、この表の上に音源条件というのが表5-8にあるんです。騒音源から1メートルにおける周波数別音圧レベルというのがあります。その中で500ヘルツで90デシベルというハンマリング装置というのがあります。そちらできちんと対策をされていて、例えば廃液ポンプと飛灰輸送ファンは防音カバーを付けているので、ほとんど問題ないと。ですから、250ヘルツで97とか87とか98とか、結構高いレベルが見られるんですけど、防音カバーをしているからこれだけの対策ができたのだと判断いたしました。その中でハンマリング装置の500ヘルツの90デシベルというのは、これは単発的なものですよね。こういう音というのは騒音測定した場合にLeqでやったら出てくるはずですね。

事業者：はい、そうです。ただ、常時ハンマリングをやっているわけではありませんし、今回はこれらを踏まえたうえでの騒音測定の結果になります。

委員：建屋の中で既にしっかり防音対策をされているので、そこで問題が起きないことはわかりました。マックスでも98デシベルですから、これが防音カバーを通過して、しかもそれから鉛板とかALC板とか通ってますから、たぶん敷地境界上ではそういう低いレベルになる。さらにそこから250メートルあるから数値的には全く問題ないですね。ですから、そういう突発的なものが聞こえてきたりとか、道路交通騒音が聞こえてきたりとか、そこで生活している高齢者の方々は全く問題ないということなんです。通常の毎日の生活の中での騒音レベルはだいたい45から50デシベル台ということで、施設があってもなくてもほとんど変わらないと。非常に理想的な生活ですよ。しかも廃熱も利用できて、高齢者の働く喜びも得られて。特に音に関しては問題ないというところ

ろなんです、そういう単発的な評価と道路からの騒音。逆に静かですから、周辺環境の、いわゆるBGNが道路騒音の方がレベルが高いという皮肉な結果になってしまっ。それに対しての生活の仕方というのは。

事業者：私ども老人ホームでの測定はしておりませんので、感覚的なことしか申し上げられませんけど、私自身調査に立ち会って老人ホームに行って焼却炉のほうを見たときに、焼却炉から発している音というのは全くイメージできないんですよ。ただ、何の音を感じるかといいますと、このビジネスパークへ登っていく道路というのが、9%くらいの道路なんです。そこへ搬入している車両が通る時というのは、荷台に荷物が載ったトラックが上がっていきますから、その音は確かに感じます。ですけど、この中間処理施設そのものからの音というのは全く感じていないです。

委員：敷地境界線上で問題ないレベルですから、結局そういうことになるでしょうね。先ほど静かだとおっしゃっていたのは、老人ホームではなくて敷地境界でのお話ですか。

事業者：老人ホームの敷地境界です。大気の測定をやりましたので、老人ホームでモニタリングを半年間やっております。その関係で何回も老人ホームにはお邪魔させていただいているんです。

委員：そのときの感覚はいかがですか。

事業者：そのときは私自身からみると、老人ホームでは燃やしている音というか、たとえば叩いている音とか、何かしている音というのは感じたことはございません。ですけど、トラックが上がっている音というのは、トラックが上がっているんだな、という音は感じます。

委員：現地で実測されてそれであれば全く問題ないですよ。ここに入っていない単発の高い音というものですとか。生活されていて問題ないのであれば心配はしないで結構です。それともう一点。表5-9、意見書の最後のページですが、ゼロのところはハイフンに直してくださったんですが、米印のところは、データがないから63、4キロ、8キロヘルツの透過損失は適切な既存データがないため63ヘルツの透過損失については125ヘルツのものを、4キロ、8キロヘルツのものについては2キロヘルツのものを当てはめたと。通常こういう予想というのはしないんじゃないでしょうか。たとえば一番上のデータで、63ヘルツで125ヘルツの1.7というデータを当てはめたとしますと、低域は本来遮音性が低いですから、これはデータがないならいなりに、周波数ごとに合計したら、真値として63、4キロ、8キロヘルツも計算していきますとあたかもそれなりに正しいような、数字が独り歩きしてくる。逆にそれが安全側に働く可能性もあるわけですが。低音域はそれほど透過損失が大きくないですから。これは通常こういうやり方をされるのでしょうか。

事業者：これはデータがなかったもので、必ずしも安全側になるとは思っていないんですが。

委員：必ずしもではないです。そういうこともあり得ると。

事業者：確かに低域の方が伸びちゃうようなものもありますし。一般的には高音域の方が遮断してしまうので。これは同じものを使っていると逆に上の方のデータは。

委員：負になりますね。こういうふうに書いてくださったんでいいんですが。ゼロより

は。これは周波数帯域63も4キロも8キロも混ぜて、例えばA特性か何かで出したときに、その信憑性はいかがなのかな、というのがちょっと疑問に思ったものですから。今回はこう付記してもらえれば良いということにしますか。

事業者：でしたら、メーカーからもこうした数値が出てきていませんから私どものやりようがございませんので、こういう便宜的な方法をさせていただきましたが、これらを外してやってどうなるかということかと思えますが。

委員：そうですね。それほど極端な差はないと思いますが、通例125ヘルツから2キロヘルツくらいまででもほとんど結果はでますよね。

事業者：それでは検証をさせていただいて、ご報告させていただきます。

委員：よろしくお願ひします。

委員：よろしいでしょうか。では〇〇委員お願ひします。

委員：現在の産廃の焼却施設の排ガスの濃度についてご質問しまして、特段問題ないというふうに思っております。先ほどの廃棄物の予想性状のところでお尋ねしたいんですが、現在の処理量というのは日量96トン以内で運転されているということでしょうか。

事業者：はい。96トン以内です。

委員：そうしますと、今度新たに一般廃棄物を受けることになると、全体の96トンのうちの3分の1以上が一般廃棄物になるんですよね。ということは、ここで数量が減っていますけど、産廃の受け入れを一部を拒否されるというか止められるという理解でよろしいのでしょうか。

事業者：そうですね、建設廃棄物として〇〇と〇〇と今契約させていただいておまして、来年度からは一般廃棄物の受け入れを優先させていただくということで、来年度からの減量については話し合いが既に済んでおりますので、そのように考えております。

委員：承知しました。それからもう一つですね、感染性廃棄物ですが、この新しい予測の中では感染性廃棄物が日量2.4トン受け入れることになっていますが、元の生活環境影響調査では感染性廃棄物の受け入れがないようになっているんですが、これは産廃関係では受け入れられていなかったんでしょうか。生活環境影響調査の4ページです。

事業者：産業廃棄物で申請した当初も感染性廃棄物が許可としてございました。当時行政担当とのご相談の中で感染性廃棄物という形ではなくて中身のがれき類とかガラス類とか紙類、廃プラといった品目に割り振って計画廃棄物として表示してくださいというご指導がございまして、そのような表示の仕方しております。

委員：分かりました。以上です。

委員：〇〇委員いかがですか。

委員：私の方は特にはございませんが、折角ですので。ちょっと平たい質問で申し訳ないのですが、今〇〇委員のお聞きになった、産業廃棄物を減らして一般廃棄物を受け入れというのは、市原ニューエナジーさんとしてはこうした方が利益が上がるわけですか。利益が上がらないことはしないですよ。

事業者：そうですね、当然受け入れの間口は広い方が営業的には助かる形になりますので。

委員：それほど利益は上がらないけれども、チャンネルを多くしようという考えですか。

お答えしにくいのであればいいですけど。

事業者：現在の産業廃棄物ですと、いろいろなものが来ます。ただ一般廃棄物ですとだいたいカロリーも安定していますし、同じものが定期的に来るということで、温度変化も非常に少ないというメリットもございます。また今申し上げましたけど、建設系廃棄物というのが結構入ってきているのですが、やはり石膏ボードとかの粉の影響で薬剤の使用量というのが増えておりまして、そういうのを切り替えて今後は発電の方に特化していこうという趣旨から、一般廃棄物の方に多少シフトしていこうという考えがございます。

委員：ちょっと細かい話になってしまいますが、石膏ボードとかがあると発電がしにくいということですか。

事業者：発電ではなくガスの方です。石膏ボードというのは硫酸カルシウムでして、高温で燃焼しますとそのうちの硫黄分が揮発してSO_xに変わるんですね。それで正直言いますとこの報告書の数値を達成するためにもものすごい量の消石灰を吹き込んでおります。それが結果的に廃棄物処理に資源を大量に投与している形となってしまっていますので、これがちょっともったいないと。

委員：なるほど。分かりました。あと、これは今実際に動いている装置なわけですが、手順としてはこのように申請されてから一般廃棄物を受け入れるわけですけど、たとえば私はこれをやる前にいろいろデータを出すのがいいと思いますが、一日か二日でも実際に近いところでそういう運転はされていないんですか。テスト運転のような形で。

事業者：現在でも実際には一般廃棄物の受け入れは行っております。それは市原市からの産業廃棄物の許可の中で特例という扱いの中で事業系一般廃棄物を受け入れた実績を、今でも続けております。そのごみを増やしていきたいという中での申請です。

委員：そういう意味では、これから作るものではなくて今運転しているものなので、実証もしてあるんですね。たとえばし尿汚泥なんかは、窒素は可燃分の中にはないけれども、水分の方にたくさん入っていて、排ガスにNO_xが増えて困るとか、そういう恐れはないんですね。

事業者：し尿に関してはまだ受け入れておりません。

委員：なるほど。ではこれはやはり予測だと。

事業者：そうです。

委員：分かりました。以上です。

委員：最後に私の方から。たしか当初これを計画されたときに、老人ホームの方々の一つの労働の場として使いたいと。それが現在どのようになっているかですね。それからもう一つ。細かい話ですけど、先ほどそこで生産しているのはミョウガだという話でしたけど、当初確かトマトだったのではないかなと。そのあたり少しお伺いさせてください。

事業者：まず最初の質問で、老人ホームのほうは、軽費老人ホームが100床ございまして、特養が50床ということで、元気なお年寄りの方々が100人もいらっしゃるわけで、そこで働きたいという方が現在でもたくさんおります。そこで今度は農作物の方に

関わるんですが、計画では年間50トンの予測でした。それがやはり農業というのは難しいもので、初年度は20トンくらいしか獲れなくて、技術的に安定稼働しないということで、素人の方、途中病気などもございまして、まだ受け入れる態勢ではないということで今は少し引き延ばしています。最近では年間50トンのところを約40トンまで復帰してきておりまして、3年間で約100トンというところになっております。そろそろ安定稼働してきておりますので、病気関係の知識も増えてきておりますから、そろそろ当初計画の方はいかがかというふうに計画しております。また、トマトからミョウガに変わった理由ですけど、当初話したのは委員がおっしゃったようにトマトだったんです。ところが、市原市の水耕栽培組合というのがございまして、そこでトマトを作っております。私どものハウスは、ハウスだけで1ヘクタールございまして、そこで1ヘクタールのトマトを作られると市場が狂うということで苦情が入りまして、それでいろいろ変遷はあったんですが、最終的にはミョウガということで。ミョウガは全国で高知県産が9割くらいを占めておりまして、5%くらいが群馬県、そのほか少しずつ作っております、千葉県内には作っている農家がないということで、千葉県の農作物市場に影響のない範囲ということでミョウガになりました。

委員：お伺いしたのは、発電以外にも、労働人口云々というのもこの事業では大きな柱になっているように感じるものですから、その一つでも狂ってしまうとがたがたになってしまう可能性があるものですかとお伺いしたわけです。是非ともそのあたりをよろしくお願いします。

委員：細かいところですけど、一般廃棄物を受け入れるということで、雑芥ピットに木くず、紙くず、繊維くずと共に投入するという計画のようですが、もともと木くず、紙くずあたりは量的にたくさん受け入れていて、そこに一般廃棄物がそれなりの量で入ってきたときに、ピットが容量的に足りなくなるというこの辺はどうなんでしょうか。十分な容量のある雑芥ピットになっているんですか。

事業者：今受け入れをしている産業廃棄物の木くず、紙くず、繊維くずというのは、ベラー状といいますか、梱包された形で入ってきておりまして、それが保管施設一覧表でいきますとストックヤード棟の方に一時貯留ができます。四角い形のまま貯留できるんですね。それから必要に応じてほぐす形でピットの中に放り込むと。そういう形で木くず、紙くず、繊維くずに関しては調整が可能ですので、このピットの容量で十分に足りると考えております。

委員：ということは、従来でも木くず、紙くずはストックヤードの方に。

事業者：大半がストックヤードの方に梱包の形で入っております。

委員：雑芥ピットという設備はあまり使っていなかった。

事業者：大量に入ってきたときはストックヤード棟に置く形を採っておりまして、もちろん常に供給する必要がありますから、そこから必要に応じてほぐしてピットの方に入れていくような形を採っております。そういう意味で一般廃棄物が入ってきてもストックヤード棟の方に貯留できますので、十分対応可能かと考えております。

委員：何日貯留できなければいけないということはクリアしているわけですか。

事業者：はい。

委員：分かりました。

委員：よろしいでしょうか。だいたい意見も出尽くしたようですので、この辺りで委員会の質疑については閉じたいと思います。それでは、事業者の方は退席をお願いします。本日は御苦労さまでした。

〔審議結果〕

審議終了となった。